

社会福祉法人若あゆの会
マイカーの通勤、業務上利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若あゆの会（以下「法人」という。）に勤務する職員で私有車（自動車検査証の使用者が本人あるいは同居の親族である車両、以下、「マイカー」という）の通勤と業務上使用に関する事項について定めるものである。

2 この規程によってマイカーの通勤、業務上使用を許可された者は、各条項を遵守し、常に安全運転と事故防止に努めるとともに、業務の円滑な遂行のために精励するものとする。

(対象車両)

第2条 この規程の適用を受けることのできる車両は、次のとおりとする。

① 車 種

乗用車・乗用貨物兼用車

② 名 義

自動車検査証の使用者が本人あるいは同居の親族

(使用許可基準)

第3条 次の条件を満たした場合に限り、マイカーについて通勤、業務上使用を認めるものとする。

2 通勤に関して

① 故障箇所や整備不良がない車両を使用すること。

② 車検証が有効期限内にある車両を使用すること。

③ 自動車損害賠償責任保険に加入していること。

④ 次の補償内容の自動車保険（任意保険）に加入していること。

対人補償 無制限

対物補償 無制限

使用目的 月平均15日以上の出勤がある場合 通勤・通学

3 業務上使用に関して

① マイカーを業務上使用することが、機動性、経済性および能率の面（法人の所有する車両の利用が困難な場合も含む）から有用であること。

② 明らかに他の交通機関（鉄道、バス、タクシー）を利用することに比べ、時間または費用の節約になること。

③ 本条第2項の①～④の要件を満たしていること。

(許可手続)

第4条 マイカーを通勤、業務上使用しようとする者は、法人に対して許可申請を行うこととし、下記書類を提出しなければならない。

①運転免許証の写し

②自動車保険証券（任意保険）の写し

③車検証の写し

④マイカー許可申請書届兼誓約書

⑤通勤届

(届出の義務)

第5条 マイカーの通勤、業務上使用の許可を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、速やかに法人に届け出るものとする。

- ① 申請書や提出した書類の記載事項に変更があったとき。
- ② 交通事故が生じたとき。
- ③ マイカーの通勤、業務上使用をとりやめるとき。

(許可の消滅・取消し)

第6条 次の事由が発生したときは、マイカーの通勤、業務上使用の許可は消滅し、あるいは取り消されるものとする。

- ① 本規程に違反した場合、または本人の責めに帰する理由により重大な事故を起こした場合
- ② 第7条に定める運転者の遵守事項が十分守られていないと施設長あるいは管理者が判断したとき。
- ③ 第8条に定める任意保険に関する管理が、適切に行われていないと施設長あるいは管理者が判断したとき。

(運転者の遵守事項)

第7条 運転者は、次の事項を遵守しなければならないこととする。

- ① 常に交通法規を遵守し、安全運転に心掛けること。
 - ② 施設長あるいは管理者の指導監督を受け、その指示に従うこと。
 - ③ 運転者は、次の各号に該当するときは運転してはならない。
 - イ 飲酒したとき。
 - ロ 過労、病気のため心身が疲労しているとき。
 - ハ 車両が整備不良（装置の不備、調整の不完全）のとき。
 - ニ その他道路交通法令が禁止している事項に該当するとき。
 - ④ 運転者は、車両運行に自信のない健康状態のとき、または運行中健康に異常をきたしたときは、直ちに施設長あるいは管理者に報告し、その指示に従うこと。
 - ⑤ 事故、違反、故障、車両損傷が生じたときは、直ちに施設長あるいは管理者に報告すること。
- 2** 本条に定める遵守義務を怠ったことによって生じた結果の責任は、全面的に本人に帰属するものとする。

(事故の取扱い)

第8条 運転者が事故を起こした場合、法令に定める処置を行うほか、遅滞なく事故の詳細を施設長あるいは管理者へ報告し、その指示に従うものとする。

2 マイカーでの通勤、業務上使用時の事故に伴う対人・対物損害賠償金の負担は、運転者本人の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険の対人・対物保険を適用して行なうものとする。なお不足がある場合には、その不足分は運転者が負担する。

3 本条第2項において、相手から当法人に対して賠償の要求がなされ、当法人が損害を受けたときは、その損害を運転者本人に請求することがある。

4 通勤経路から途中中断した場合やマイカーの私的利用時などにおいても本条第2項を適用し、また駐車中における車両の破損・盗難については、当法人は一切の責任を負わない。

5 運転者の故意または過失に起因する法令違反に対する罰金、科料は本人の負担とする。

6 運転者が事故を起こした場合、それが軽微なものであっても、事故現場において個人が示談をしてはならないものとする。

(運転権の移譲の禁止)

第9条 マイカーを他の職員に運転させてはならない。またやむを得ない理由を除き、他の者を同乗させてならない。

(就業規則との関係)

第10条 この規程に違反する行為が就業規則に定める懲戒事由に該当する行為であるときは、就業規則による懲戒処分を受けるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から実施する。